

## 法務局からのお知らせ

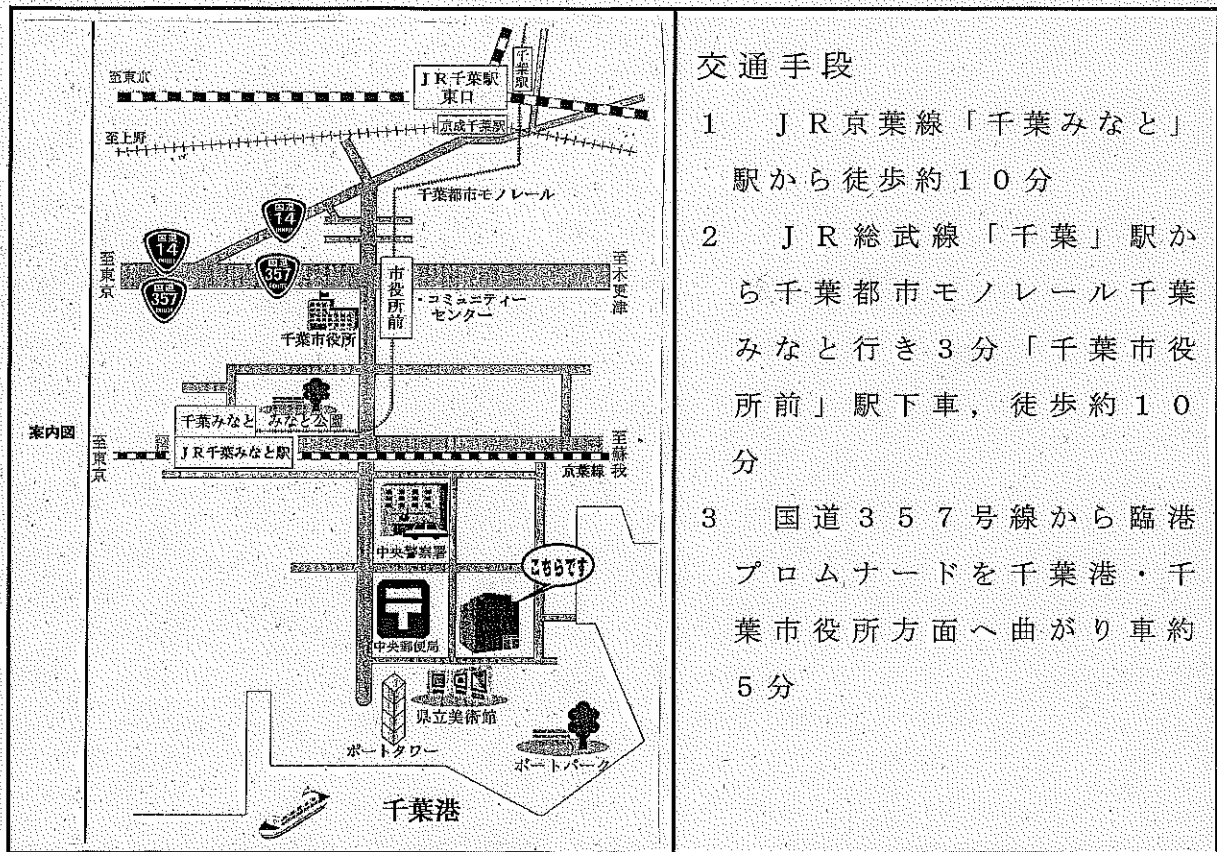
成年後見登記に係る「成年被後見人及び被保佐人等に該当しない旨の証明書（登記されていないことの証明書）」発行事務は、法務局の支局・出張所では取り扱っておらず、千葉県内では千葉地方法務局（本局）戸籍課のみ（県内1か所）となっております。

したがって、申請先は、窓口申請の場合は①・②、郵送申請の場合は②のみとなります。

### ① 千葉地方法務局戸籍課（千葉地方合同庁舎3階）

TEL：043-302-1316

住所：千葉市中央区中央港1丁目11番3号



### 交通手段

- 1 JR京葉線「千葉みなと」駅から徒歩約10分
- 2 JR総武線「千葉」駅から千葉都市モノレール千葉みなと行き3分「千葉市役所前」駅下車、徒歩約10分
- 3 国道357号線から臨港プロムナードを千葉港・千葉市役所方面へ曲がり車約5分

### ② 東京法務局民事行政部後見登録課

TEL：03-5213-1360

〒102-8226 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

※ 郵送申請は東京法務局のみ（全国1か所）の取扱いとなります。